介護老人福祉施設等における法令遵守について

無資格者による医療行為などの法令違反等により、令和３年１月 12 日付で、市内の介護老人福祉施設に対して、全部効力停止及び一部効力停止の行政処分を行いましたので、下記の事項について改めて留意してください。

１．医療行為について

・**医療行為（喀痰吸引、経管栄養等）は、必ず有資格者（医師、看護職員、認定特定行為業務従事者等）が行ってください**。また、それぞれの資格で可能な行為を必ず確認したうえで、行ってください（下表参照）。

・介護職員が、喀痰吸引や胃ろうによる経管栄養等を行う場合は、**所定の研修を修了し、「認定特定行為業務従事者」として認定**される必要があります。

・「認定特定行為業務従事者」の認定を受けた介護職員が、施設・事業所でたん吸引等の行為を行うには、**事前に施設・事業所が「登録特定行為事業者」の登録**を行う必要があります。

※詳細は、兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課にお問い合わせください。

	医師・看護師	認定特定行為業務従事者
口腔内の喀痰吸引	○	○
鼻腔内の喀痰吸引	○	○
気管カニューレ内部の喀痰吸引	○	○
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	○	○
経鼻経管栄養	○	○
食道ろうによる経管栄養	○	×
浣腸（医療用医薬品）	○	×
静脈注射針の抜去	○	×

２．入浴について

・入所者を**１週間に２回以上**入浴させてください。

・入浴が困難な場合は、清しきなどにより清潔保持に努めてください
（参考：指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準 第 13 条)。

３．施設サービス計画について

・入所者のサービス提供にあたり、**施設サービス計画を必ず作成**してください。

・入所者の解決すべき課題の変化が認められる場合などは、
必要に応じて施設サービス計画を変更してください。
（参考：指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準 第 12 条)。

４．指定（更新）申請書類について

・指定（更新）申請時等の申請書類は、**事実と異なる内容の記載をせず、適正な書類を提出**してください。
（参考：介護保険法第 86 条、第 86 条の２、第 89 条)